別添１

令和７年度 大津市立伊香立中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

2011 年（平成 23 年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、伊香立中学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。
条例には、以下のような基本理念が定められています。

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。

この基本理念に則り、伊香立中学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。
全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目　次

１ いじめ問題に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（１） いじめの未然防止
（２） いじめの早期発見
（３） いじめへの対処
２「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（１） 役割
（２） 構成員
（３） 関係する校内委員会等との連携
（４） いじめ事案対応フロー図
（５）「拡大いじめ対策委員会」の設置
３ その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・8
（１） 基本方針、年間計画の見直し
（２） 基本方針、年間計画の公開・説明
４ いじめ防止等に向けた年間計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
５ その他（資料等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

> 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての生徒が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、生徒自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、生徒一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な生徒の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	1学期と2学期に生徒会が中心となって、SP(スマイルプロジェクト=全校集会)活動で「いじめ防止アピール」を実施。また、10月には、命の尊さに関する全校道徳で実施し、学年を超えて交流することを通して、子どものいじめ問題に関する意識を高め、いじめの未然防止につなげる。
35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	道徳・人権学習・SP を通して、生徒自らがいじめ防止について考え、それらを発表し合い、意見を交流するなかで、更なる意識の向上を図る。

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	1学期（6月）には、全学年いじめ問題を扱う道徳実施する。 2学期（10月）には、命の尊さに関する全体道徳を実施し、人権意識を高め、いじめ防止の意識の向上を図る。また、授業に限らず様々な学校行事や学校生活の全体を通して、子ども自身が、いじめはどのような理由があっても許されないことを理解できるような教育を実施する。 さらに、子どものいじめに対する解決力を育てる。
37	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	専門家や通信事業者等を講師に招いた授業を実施するなど、学校の実情に合わせた情報モラル教育を実施する。 インターネット上のいじめの防止対策には、家庭との連携が不可欠となるため、これらの情報モラル教育に関する授業については、積極的に、授業参観を実施し、家庭の情報モラルの向上にも努める。
38	相談することの大切さに関する啓発	相談窓口の広報啓発パンフレットなどの配布の機会を利用し、身近な大人や相談窓口など、自分が相談しやすい人へ相談することの大切さを伝えていく。 各学期に1回、教育相談を担任を含め、複数の教員と実施する。また、休み時間や昼休みに教員によるフロアー見回りから、チャンス相談・声掛け相談を実施する。 連絡帳を兼ねた生活ノートの記述等から、生徒の様子の把握に努める。
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	道徳や各教科の授業で、学び合い学習を推進していくことで、他者の良さを認め合う風土を高める。 公開授業（研究授業）を通して、授業の工夫に努める。
40	自他ともに認め合う人権教育の推進	人権学習や体験的な活動等を通して、子ども一人一人が主体的に、学び・高め合い・いきいきと活動できる教育活動の工夫を図る。 12 月には、人権の大切さについて集中的に啓発する校内人権週間を設定し、全校で人権に関する標語などを制作し、校内での掲示や放送を通じて発表を行う。
41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	校内研と連携し、各教科の工夫（めあてとまとめ、振り返りの一体化等）を図り、主体的・協働的な学びを大切にした分かりやすい授業づくりを進める。 日々の授業や教育活動全体を通じ、一人一人の子どもの存在や意見が尊重される集団づくりを進め、子どもの自己肯定感・自己有用感を育む。

42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	生徒会の SP 活動、委員会活動などで、学年を超えた縦割り活動を実施する。 学区内の保幼小中が一堂に会する交流行事等を実施し、思いやりの心を育むとともに、進学を迎える幼児・児童・生徒の不安感の軽減を図る。

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	学校いじめ防止基本方針に、いじめ防止等のための対策の基本的な考え方や、学校におけるいじめ事案への対応の流れ等を明記する。また、策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載し、広く保護者・地域に周知する。
44	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	学校だよりを通じて、保護者・地域の方に、子ども支援コーディネーター等の学校の相談先を案内し、保護者や地域の方がいじめやその他の子どもの課題を発見した際に、学校に情報提供していただける関係づくりを行う。
45	いじめ対策に関する校内研修の実施	職員研修で、学校いじめ防止基本方針を確認するとともに、いじめを察知できる資質の向上に取り組む。 教育支援部会・いじめ対策委員会を週 1 回定期に開催し、子どもの情報交流・指導方針を確認する。 さらに、いじめをはじめとした子ども支援に関する知識やスキルの向上を目的とした研修を、小学校と合同で実施する。
46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	子ども支援コーディネーターや OJT 推進リーダー及びメンターリーダーによるいじめ防止に関する職員研修を実施する。 いじめ対策委員会や教育支援日誌等を活用し、教職員が一人で抱え込むことがないよう情報共有(報・連・相)の徹底を図る。

④ その他（学校独自の取組）

取組目標
教育支援部会・いじめ対策委員会を週 1 回定期に開催する。
教育支援日誌（授業の様子等を記載）を活用し、生徒の実態を早期に共有する。

＊学校いじめ防止基本方針は、「大津市いじめの防止に関する行動計画」に位置付ける取り組みのうち、学校が実施する施策の取組目標を記載しています。NO.1～33の取り組みは、市・市教育委員会が実施する施策です。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしま

います。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が生徒の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

また、生徒または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、生徒または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	いじめ等の子どもの悩みを早期に発見することを目的に、各学期に1回アンケート調査を行う。 アンケート調査結果は担任だけでなく必ず複数の教員で確認し、適切な支援につなげる。
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	各学期に1回、アンケートを基にして教育相談を、担任だけでなく複数の教員で実施する。また学期の始まりにはスタート面談を行い、長期休み明けの子どもの心情の把握に努め、いじめの早期発見に努める。
49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	休み時間やお昼休みに、教室や学年フロアで子ども達の活動を見守り、チャンス相談・声掛け相談を実施する。 下校時は、全職員で下校指導を行い、生徒の様子の把握に努める。
50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	新年度は家庭訪問、1・2学期末には三者懇談会を実施し、学校や家庭での子どもの状況や様子を共有することで、学校と家庭が連携して子どもを支援できる関係性を構築する。 学校校と保護者との関係性の構築を通じ、保護者が子どものことで悩んだ際に相談しやすい環境を整備することにより、子どもの様々な課題の早期の発見に努める。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	教職員がいじめの疑い（いじめかどうか確認できていない事案を含む）を把握した場合は、速やかに子ども支援コーディネーターや生徒指導主事、校長、教頭に報告する。 また、早期発見のために、学年ごとに教育支援日誌を記録・回覧し、教職員全体で情報を共有する。 週1回の教育支援部会、いじめ対策委員会を開催し、情報の一元化を図り、学校全体での組織的な対応や、福祉部局等関係機関と連携した重層的な支援につなげる。
52	いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報	いじめ事案や（その疑いも含む）を認知した場合は、速やかにいじめ対策委員会を開催し、管理職、生徒指導主事、養護教諭等を含め、組織的に情報共有・対応方針の検討を行った上で、速やかに教育委員会に事案概要を報告する。
53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	子どもたちの交流や教職員の合同研修などの保幼小中の連携活動を行う。 進学時の子どもに関する情報共有については、小中連絡会を開催し、複数で適切に引継ぎ、必要な支援を継続的に行う。

③ その他（学校独自の取組）

取組目標
担任と学年所属教員（希望があれば学年外教員も可とする）と教育相談を実施する。
年度当初に 1 年生は全員、2・3 年生は希望制でスクールカウンセラーと生徒との面談を計画的に実施する。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた生徒を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、生徒や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている生徒や相談のあった生徒の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	週1回いじめ対策委員会の定期的に開催に加え、いじめ（その疑いも含める）を把握した場合には臨時でいじめ対策委員会を開催し、対象生徒への指導・助言・支援や保護者への報告連絡・働きかけ・支援を組織的に行う。
55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	連絡体制を密に図り、被害者の安全を最優先した上で、被害者の心のケアに努める。また加害の生徒については、課題の改善に向けた支援を行う。 必要に応じてSCや関係機関等の専門家と連携して、支援に努める。
56	インターネット上のいじめへの対応	インターネット上のいじめを把握した場合は、インターネット上のいじめに関する対応マニュアルを活用し、証拠の保全を図る、市教委や専門機関と連携し、書き込みの削除依頼を行う等、適切にその対応にあたる。 被害・加害の背景や事情に考慮し、保護者と連携しながら対応に努める。
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	重大な事案が発生した際は、被害・加害の子ども、その保護者、他の在籍する子ども、教職員等に対するアンケート調査や聴き取り調査等を実施し、事実関係の把握に努める。 調査にあたっては、被害の子どもやいじめに係る情報を提供してくれた子どもを守ることを最優先に対応を行う。
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	聞き取りは複数で記録し、情報共有含めデータでも管理する。また公文書として適切な管理及び保存を徹底する。 いじめ事案に関する情報が記載された文書については、公文書として適切な管理及び保存（5年保存）をする。
59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	保護者との面談は適時・適切に直接の面会を基本とし、保護者には事実確認できたことや指導方針、今後の支援等について伝える。 複数対応を基本とし、家庭と学校が連携して子どもへの支援・指導を行う。

② その他（学校独自の取組）

取組目標
いじめ事案に関する情報は市教委やSC,関係機関と共有し、指導方針などの連携を図り、組織的に対応する。
聞き取り等は必ず複数で対応する。また、保護者と連携を図りながら、いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送ることができるように、被害生徒と加害生徒の関わりを見守り、必要な支援を行う。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

（1）役割

ア）いじめの防止等の取組の年間計画を作成する

イ）いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る

ウ）いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う

エ）生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う

オ）いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う

カ）いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う

キ）いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う

ク）重大事態に係る調査の母体となり調査を行う

ケ）PDCAサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

（2）構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

（3）関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

（4）いじめ事案対応フロー図

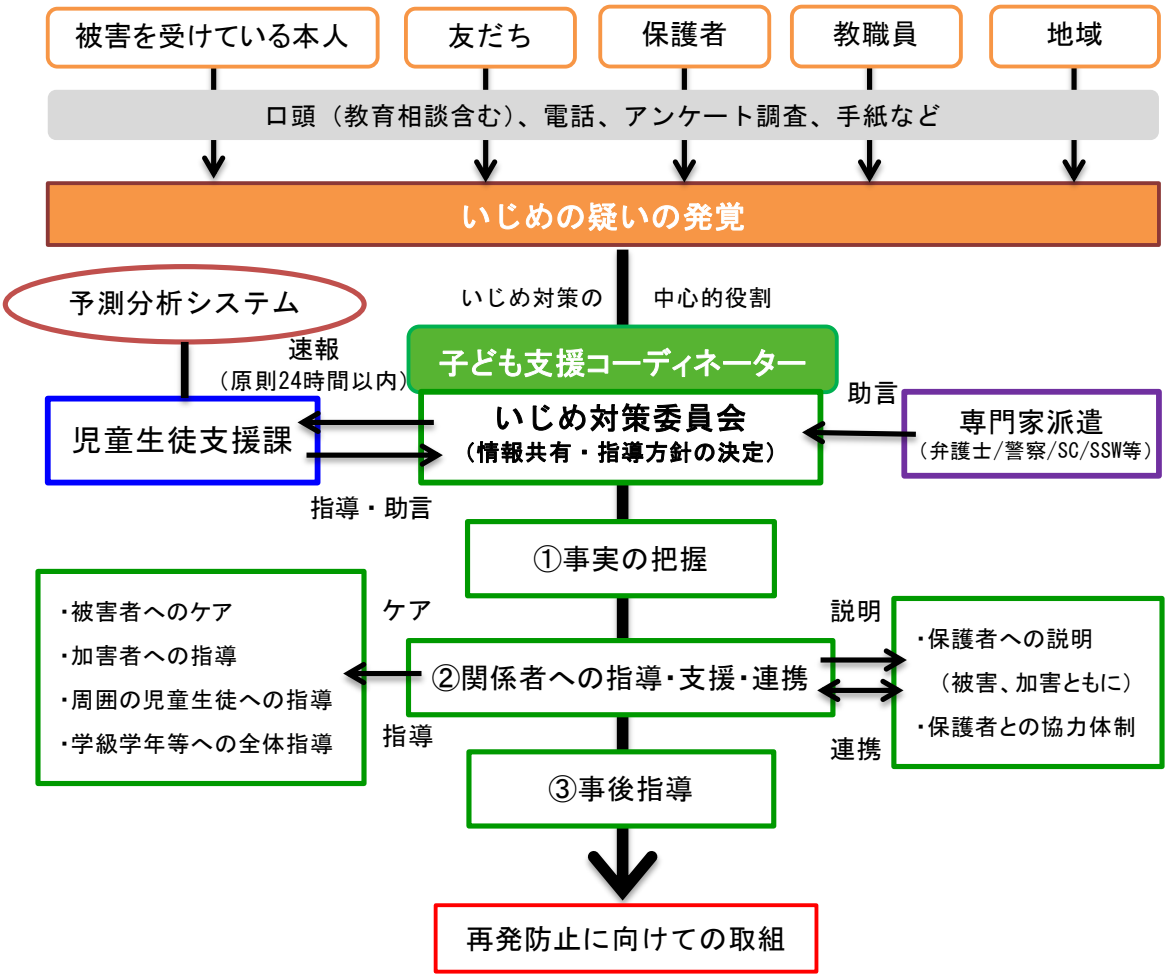

（5）「拡大いじめ対策委員会」の設置

学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

（1）基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

（2）基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備　考
4	いじめ防止基本方針の確認（①・②・③） スタート教育相談（②・③） 家庭訪問（④）	
5	アンケート調査（①・②） 拡大いじめ対策委員会（①・②・③・④）	
6	いじめ防止啓発月間（①・④） 教育相談（②・③） 小中合同イベント（小６対象）（①・④） 学校協力者会議（④）	全学年いじめ問題を扱う道徳実施
7	情報モラル教育（①・②） 三者懇談会（④）	外部講師を招いての情報モラル学習
8	校内研修会（①・②） 小中合同研修会（①・②）	いじめ防止対策の研修を実施
9	スタート教育相談（②・③）	
10	いじめ防止啓発月間（①・④） 全校道徳（①・②） いじめ防止アピール（①） アンケート調査（①・②） 教育相談（②・③）	命の尊さに関する全校道徳で実施し、「いじめ防止アピール」も実施
11	保幼小中合同イベント（①・④） 教育相談（②・③）	学校夢づくりプロジェクトとの連携
12	三者懇談会（④）	人権週間（人権標語作りや発表）
1	スタート教育相談（②・③） アンケート調査（①・②）	
2	教育相談（②・③） 新入生対象入学説明会（①・④）	
3	拡大いじめ対策委員会（①・②・③・④）	
年間を通じて	生徒指導全員研修会（①・②・③） いじめ対策委員会（①・②・③） あいさつ運動、自転車庫・下駄箱チェック（①・②） 校内ウイングの整備・運用（①・②） チャンス相談の実施（①・②・③） 部活動・下校指導（①・②）	

※いじめの未然防止に関すること…①
　いじめの早期発見に関すること…②
　いじめの早期対応に関すること…③
　いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

5.その他（資料等）

伊香中生　SNS ルール

自分を特定する内容をSNSに載せない	大切なことは直接話す	書き込む前に相手の気持ちを考える
SNS を使用するタイミングを考える	ネットの情報を全て信じない	不確かな情報を安易に拡散しない

～スマホ・ゲームにおける伊香立ルール～

伊香立小中学校運営協議会

- い　一度書き込んだら簡単に消えません
- か　書き込む前に　相手の気持ちを考えよう
- だ　ダメダメ使いすぎ　保護者との約束守ろ
- ち　ちょっと待て　マナーと時間大丈夫？